

静岡市障害者自立支援協議会設置要綱

静岡市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、静岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む）に関すること。
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、障害福祉に関する連携及び支援の体制の構築に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 障害者福祉に関する相談支援事業者の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課及び保健福祉子ども局保健衛生部精神保健福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。